

清須市清洲勤労福祉会館設置条例

平成 17 年 7 月 7 日

条例第 82 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 244 条の 2 第 1 項の規定に基づき、清洲勤労福祉会館(以下「会館」という。)の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第 2 条 清須市に、会館を設置する。

(名称及び位置)

第 3 条 会館の名称及び位置は、次のとおりとする。

- (1) 名称 清須市清洲勤労福祉会館(愛称 ARCO 清洲<アルコ清洲>)
- (2) 位置 清須市清洲 2537 番地

(指定管理者による管理)

第 4 条 市長は、会館の目的を達成するため、法第 244 条の 2 第 3 項の規定により、法人その他の団体であつて、市が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に会館の管理を行わせることができる。

(指定管理者が行う業務)

第 5 条 指定管理者が行う会館の管理の業務は、次のとおりとする。

- (1) 会館の施設等利用の許可に関すること。
- (2) 会館の維持管理に関すること。
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、会館の維持管理上、市長が必要と定める業務

(指定管理者が行う管理の基準)

第 6 条 指定管理者は、法令、この条例、この条例に基づく規則その他市長の定めるところに従い、会館の管理を行わなければならない。

(利用の許可)

第 7 条 会館を利用しようとする者は、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。この場合において、会館の利用の許可を受けた者(以下「利用者」という。)が、許可された事項を変更しようとするときも、同様とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、温水プール等を利用しようとする者は、規則で定める利用券の交付をもって利用の許可を受けたものとする。

3 指定管理者は、会館の管理に必要があると認めるときは、第1項の許可に条件を付することができる。

(利用の不許可及び入場の制限)

第8条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する者と認めるときは、会館の利用の不許可及び会館等(会館及び駐車場等の全施設をいう。以下同じ。)への入場を拒否し、又は退場を命ずることができる。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すなど、会館等及び会館利用者に迷惑を及ぼすおそれがあると認めるとき。
- (2) 施設、附属設備等を損傷し、又は滅失するおそれがあると認めるとき。
- (3) 暴力団員又は暴力団に関係する者と認めるとき。
- (4) 泥酔者その他の者で他人に迷惑を及ぼすおそれのあるとき。
- (5) ペット等の動物又は他人に迷惑をかけるおそれのある物品を携行するとき。
- (6) 保護者等の同伴者がいない小学校3年生以下の児童等が温水プール等を利用しようとするとき。
- (7) 利用者に感染症があると認められるとき。
- (8) 施設等の管理上支障があると認められるとき。
- (9) 前各号に掲げるもののほか、指定管理者が適当でないと認めるとき。

(利用料金)

第9条 利用者は、別表第1から別表第3までに掲げる利用料金を許可と同時に指定管理者に納付しなければならない。

2 納付した利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

3 市長は、指定管理者に利用料金を当該指定管理者の収入として收受させるものとする。

4 指定管理者は、市長が定める基準に従い、利用料金を減額し、又は免除することができる。

(利用権の譲渡等の禁止)

第10条 利用者は、許可を受けた目的以外に利用し、又は利用の権利を譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(利用者の義務)

第 11 条 利用者は、会館の利用に際して、第 7 条第 3 項の規定により許可に付された条件に従わなければならない。

(利用許可の取消し等)

第 12 条 指定管理者は、利用者が前条の規定に違反したとき、又は次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、利用の許可の取消し又は利用途中の中止を命ずることができる。

- (1) 利用の目的以外に利用し、又は利用しようとするとき。
- (2) 指定管理者が公共の福祉のため特に必要があると認めるとき。
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、指定管理者が許可の取消しの必要があると認めるとき。

(特別の設備)

第 13 条 利用者は、会館に特別の設備若しくは器具を設置し、又は会館の設備を変更しようとするときは、利用の申請と同時にその旨を申請して、指定管理者の許可を受けなければならない。

(原状回復の義務)

第 14 条 利用者は、会館の利用を終了したときは、直ちに利用場所を原状に回復しなければならない。また、第 12 条の規定により利用の許可を取り消されたとき、及び利用を中止されたときも、同様とする。

(損害賠償の義務)

第 15 条 利用者が故意又は過失により施設等を損傷し、又は滅失したときは、市長の指示に従い、これらを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、指定管理者が損害を賠償させることが適当でないとしたときは、この限りでない。

(委任)

第 16 条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 17 年 7 月 7 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の清洲町勤労福祉会館の設置及び管理に関する条例(平成 6 年清洲町条例第 13 号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

別表第 1(第 9 条関係)
 温水プールの利用料金

(単位：円)

温水プール (1 人 1 回につき)	利用形態		大人 (高校生以上)	子供 (中学生以下)	市老人	市身体障害者等	
			大人	小人			
個人 利用	1 回券		500	200	200	200	無料 (大人の付添いが必要)
	回数券 (12 回券)		5,000	2,000	2,000	2,000	
	定期券 (1 箇月券)		6,500	2,500	2,500	2,500	
団体利用(20 人以上)			350	150	規定なし		
			同時に入場する人員 が 20 人以上に限る。				

備考

- 1 市老人とは、満 65 歳以上の者(市が交付する証明書等を提示し、許可を受けた者に限る。)をいう。
- 2 市身体障害者等とは、身体障害者及び知的障害者(市が交付する証明書等を提示し、許可を受けた者に限る。)をいう。
- 3 幼児(未就学児)は、無料とする。ただし、大人の付添いを必要とする。
- 4 温水プール利用者は、浴室及びトレーニングルームを無料で利用することができる。
- 5 市身体障害者等が温水プールを利用する場合において、その者に 2 人以上の者が付き添うときの付添者の利用料金は、1 人に限り無料とする。
- 6 定期券の期間の計算方法は、民法(明治 29 年法律第 89 号)第 143 条の規定によるものとする。

別表第 2(第 9 条関係)

温水プール以外の会館利用料金(一般住民用)

(単位：円)

部屋名等			1 時間当たりの利用料金の額	
専用(個人)利用	1 階	サブアリーナ(サブホール)	全面	2,000
			片面	1,000
		会議室		1,000
		ミーティングルーム(1室につき)		500
	審判員控室		300	
	2 階	多目的ホール(メインアリーナ・メインホール)	全面	3,000
			片面	1,500
		ミーティングルーム(1室につき)		500
		会議室		1,000
	3 階	研修室		2,000
		会議室		1,000
		和室		1,000
	4 階	特別和室		2,000
		弓道場	全射場	1,000
1射場			150	
回数券(12回券)			1,500	

備考

- 1 会館を専用利用できる場合は、高校生以上の者が 5 人以上で登録した団体とする。また、個人利用ができる場合は、高校生以上の者とする。
- 2 清須市民以外の者が会館を利用する場合の利用料金は、利用料金の額に 0.5 を乗じて得た額を加算した額とする。
- 3 営利を目的とする者が利用する場合の利用料金は、利用料金の額に 5 を乗じて得た額を加算した額とする。また、入場料等を徴収し興行等を行う場合は、利用料金の額に 10 を乗じて得た額を加算した額とする。

- 4 許可された利用時間を超過して利用した場合は、30分を単位として利用料金の額に0.5を乗じて得た額を加算した額とする。
- 5 弓道場の回数券(12回券)1回分で利用できる時間は、1射場で1時間単位とする。

別表第3(第9条関係)

温水プール以外の会館利用料金(勤労者等用)

(単位：円)

部屋名等				1時間当たりの利用 料金の額
専用利用	2階	多目的ホール(メインアリーナ・メインホール)	全面	2,500
			片面	1,250
		ミーティングルーム(1室につき)		400
		会議室		800
	3階	研修室		1,600
		会議室		800

備考

- 1 この表に規定する「勤労者等」とは、次に掲げる者をいう。
- (1) 事業所が雇用する勤労者及びその家族を対象として、各種研修事業及び健康づくり等を目的として会館を利用する場合
- (2) 労働組合法(昭和24年法律第174号)の適用を受けている労働組合で、組合員及びその家族を対象として、各種研修事業及び健康づくり等を目的として会館を利用する場合
- 2 その他、別表第2の備考を適用する。